

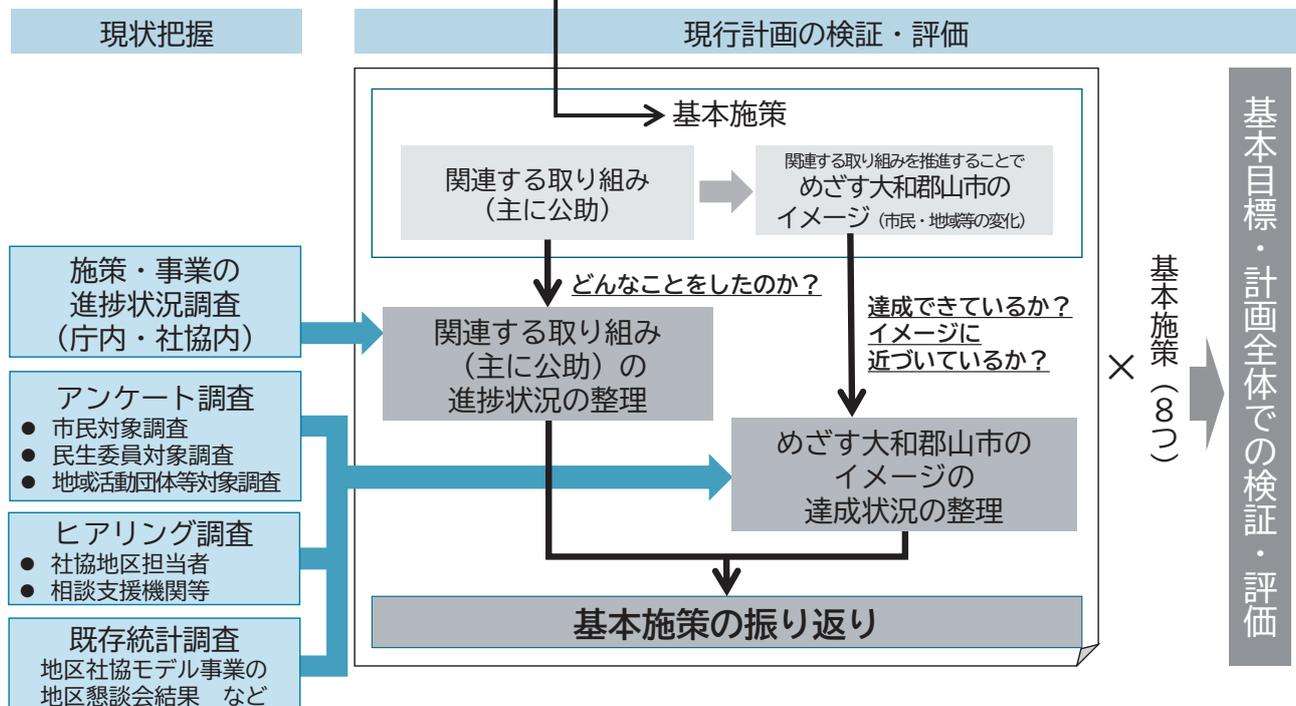
第2章 大和郡山市の現状と課題

前計画の施策体系に沿って、関連する取り組みの状況をはじめ、既存統計データ、各種アンケート調査やヒアリング調査などを踏まえ、前計画の振り返りと今後取り組むべき事項などを整理しました。

前計画の施策体系

基本目標	基本施策
1 誰もが支えあい、助けあえる地域づくり	1. 地域や福祉への意識づくり 2. 誰もが気軽に集い、出会い、交流できる機会・居場所づくり 3. 誰もが地域で活動・活躍できる仕組み・機会づくり 4. 地域で多様な主体が協議し、連携・協働できる仕組みづくり 5. 安全に安心して暮らせる環境づくり
2 包括的な支援体制づくり	1. 地域での見守り体制・相談機能の充実 2. 相談支援機関の連携体制の構築・強化 3. 権利擁護支援体制の強化

■振り返りのイメージ



前計画：基本目標 1 誰もが支えあい、助けあえる地域づくり

基本施策 1 地域や福祉への意識づくり

- 1) 地域や福祉に関心を持つ機会の提供
- 2) 福祉教育・学習の推進

- ① まち・地域への愛着を持つ市民や住民相互の自主的な支えあいなどが必要と考える市民は多いが、実際に地域・福祉に関する活動に取り組むのは依然として高齢層であり、住民の地域への関心は希薄化。一方で、**地域や福祉に関心を持ち何らかの活動をしたい市民も一定数おり、地域活動などの実践につなぐ工夫が必要。**
- ② まち・地域への愛着が、地域・福祉に関心を持ち、地域・福祉が自分や家族などに関連することと認識するという段階にはつながっていないため、**ターゲットやライフステージに応じた、多様な分野での意識づくりとともに、福祉教育・学習の充実が必要。**

基本施策 2 誰もが気軽に集い、出会い、交流できる機会・居場所づくり

- 1) 多様な出会い、交流の機会づくり
- 2) 地域で気軽に集える居場所づくり

- ① 多様な出会い・交流のための機会づくりでは、**コロナ禍の影響により中止・縮小などで取り組みの空白期間ができたことにより、地域活動としての交流事業などの継続・再開が困難なケースもあることから、地区社協などを中心とした身近な地域での交流を支援・促進することが重要となっている。**
- ② 高齢者や子どもの身近な地域での居場所づくりは広がっているが、担い手や場所の確保などが大きな課題となっており、**既存の居場所の運営への支援が必要。**
- ③ **地域での交流や親密な近所づきあい、居場所[※]への市民のニーズは高い。**また、障害者やひきこもり、在住外国人などを対象とした居場所、**誰もが参加でき、社会的孤立の解消や気づきの機会となる居場所は十分ではなく、市民一人ひとりの状況やニーズなどを踏まえ、取り組み主体に関わらず分野横断的な交流の機会づくり・居場所づくりを重層的に展開していく必要がある。**

※自宅・学校・職場以外で安心できる、人とのつながりを実感できる場所・活動

基本施策3 誰もが地域で活動・活躍できる仕組み・機会づくり

1) 既存の担い手・活動団体等への支援

- ① 地域活動の中心となる自治会をはじめ、地縁型組織では加入者の高齢化・減少が大きな課題となっており、組織・活動の継続に向けて、組織への加入促進や活動の活性化などが喫緊の課題。
- ② 地区社協については、課題解決型の組織への転換に向けて、新たな担い手を受け入れるとともに、既存の担い手の負担を軽減するための組織体制の再構築を行い、地域福祉のプラットフォームとなる必要がある。
- ③ 民生委員・児童委員では活動の障壁となっている個人情報の取扱いに関する仕組みの整備とともに、コロナ禍の影響で希薄になっていた委員同士の連携の強化などを図ることで、活動しやすい環境づくりを進める必要がある。
- ④ ボランティア団体や地域活動団体、市民活動団体など、いわゆるテーマ型組織については、メンバーの高齢化・減少や活動資金の確保などの課題の解決に向けた具体的な仕組み・環境づくりを進める必要がある。

2) 新たな担い手・活動団体等の発掘・育成と連携

- ① 様々な分野で新たな担い手の育成等に取り組んでいるが、担い手・リーダー等の確保や、地域・福祉をみんなで担う仕組みの構築などに至っていない。
- ② 地域での多様な人材の発掘・育成については、福祉分野だけでなく、多くの分野での課題となっており、分野横断的な取り組みが必要。
- ③ 地域や福祉に関心を持ち、何らかの活動をしたいという市民もおり、そのような関心層の意識・ニーズ等を踏まえたアプローチを展開することが重要。
- ④ 既存の地域活動への参加は、地域でのつながり・地域への理解・関心を生み、さらなる活動の活性化という好循環の入口となるため、新たな担い手を受け入れるとともに、既存の担い手の活動を継続させるための環境整備が必要。

基本施策4 地域で多様な主体が協議し、連携・協働できる仕組みづくり

- ① 地区社協を中心とした地域課題の解決に向けた仕組みづくりを進めるため、モデル事業を通じた具体的な取り組みへの伴走型の支援が必要。
また、取り組みの基盤となる地区社協の組織体制の検討・改善、地域住民の意識・関心の醸成などに取り組むことが重要。
- ② 複雑化・多様化する地域課題の解決に向けて、地区担当者会議や地域ケア会議などを活用した専門職との連携が必要。
- ③ 市民活動団体（テーマ型組織）の地域課題の解決に向けた取り組みへの参加意向は高く、地域とテーマ型組織の連携・協働に関するコーディネート機能の構築・強化が必要。

基本施策5 安全に安心して暮らせる環境づくり

1) 災害時等における要支援者への支援体制づくり

- ① 災害等への不安を抱える人は多く、避難時に支援が必要な人では地域での支援を頼りにする人も多い。自主防災組織の組織率は向上しているが、より実践的な防災活動につなげるためにも、自主防災組織の活性化等から地域の防災力の向上を図る必要がある。
- ② 高齢者や障害者など災害時等に支援が必要な人に対応する体制づくりは進んでいるが、地域における高齢化の進行等で実際の支援活動には課題も多く、さらなる周知と活用促進を図るとともに、多様な主体との連携による支援体制づくりを進める必要がある。

2) 防犯対策の推進

- ① 地域では、子育て世代を中心に地域の治安に関する不安を抱える人が多くなっており、高齢者・障害者などの消費者被害なども問題になる中で、身近な地域での見守り活動などの必要性への認識が広がっている。
- ② 防犯・消費者被害防止に向けた意識づくりや見守り、声かけなどの活動、地域及び関係機関等との連携などにより、地域全体で住民の生活・財産を守るための防犯力の向上を図る必要がある。

3) 生活環境の整備

- ① 高齢者や障害者を中心に移動等への不安が大きく、今後も高齢化などにより移動（通院、買物など含む）に関する課題は増加し多様化することが予測される。
- ② 住民主体の移動支援などの取り組みが広がる中で、市全体での生活基盤の整備、仕組みづくりを進めるとともに、市全体の仕組みや地域の特性・ニーズなどを踏まえ、地域ごとの取り組み・仕組みづくりの検討を進め、移動に関する多様な選択肢を整備する必要がある。

基本施策 1 地域での見守り体制・相談機能の充実

- ① 地域では民生委員・児童委員やサロン・居場所などの活動を通じて、見守りや気づき、気づきから支援へのつながりなどが展開されているが、支援が必要な人・世帯の増加や孤立化、潜在化などが進み、特に複合的な課題や社会的孤立、生活困窮などのケースでは適切な相談・支援につながりにくくなっている。
- ② 高齢者分野を中心に、対象者を発見し支援につなげていくこと（アウトリーチ）や身近な相談機能の充実に向けた取り組みが進んでいるが、障害者分野や子ども分野、生活困窮などの分野では相談機能のさらなる整備・強化が必要。
- ③ 市民や当事者の身近な相談機能・相談窓口などの認知は十分ではなく、周知・啓発が必要。
- ④ 地域の担い手からは専門職との連携へのニーズが高くなっており、担い手と相談支援機関との相互理解や協働を促進することが重要。また、担い手の人材不足への対応も喫緊の課題。

基本施策 2 相談支援機関の連携体制の構築・強化

- ① 各分野の相談窓口・相談支援機関では、必要に応じて他機関・他分野との連携による支援が進められているが、連携が進んでいない分野もある。また、複合的な課題や支援困難ケースなどの増加とマンパワー不足などを背景に相談支援機関の負担感が増大。
- ② 単独分野での対応や既存の連携などでは対応が困難なケースが増加、常態化しており、重層的支援体制整備事業を活用した多機関が効率よく連携するための具体的な仕組み・システムの構築・運用が必要。加えて、顔の見える関係づくり、相互理解の促進など多機関・専門職が気持ちよく連携するための基盤の整備も重要。
- ③ 多機関連携のための具体的な仕組み・システムの構築とともに、相談支援にあたる人材の確保・育成が必要。
- ④ 相談支援体制については「喫緊の課題への対応」と「中長期的な視点に立った対応」の2つの視点での構築・強化が必要。

基本施策3 権利擁護支援体制の強化

1) 権利擁護の支援に関する取り組みの充実と周知・利用促進

- ① 権利擁護の支援を必要とする人は増加傾向にあるが、**成年後見制度に関する当事者・家族、市民、民生委員・児童委員の認知は十分ではなく**、認知・理解不足が制度利用の障壁となっていることから、制度の内容とともに利用方法についても積極的な周知・啓発が必要。
- ② 民生委員・児童委員からは、わかりやすい相談窓口・機関の設置、利用手続きに関する相談支援のニーズが高くなっており、**地域の担い手への支援体制の整備も重要**となっている。
- ③ **令和3年度（2021年度）には成年後見支援センターを設置し**、権利擁護に関する相談支援体制の構築が進んでいる。今後は同センターのさらなる機能充実（特に、利用促進機能、後見人支援機能、地域連携ネットワークの強化など）や体制の強化、権利擁護の担い手の育成などに取り組み、**成年後見制度が利用しやすい環境づくりを進める必要がある**。

2) 虐待やDVの防止と早期発見・対応の徹底

- ① 地域で虐待・DVなどが見聞きされるケースが増加する一方で、連絡・相談・通報などの早期発見・早期対応に取り組む（もしくは意識のある）市民、民生委員・児童委員が比較的少ない。
- ② 虐待・DVなどの被害は潜在化する傾向にあり、**分野ごとはもちろん、分野横断型、多機関連携による早期発見・早期対応に向けた体制の構築・強化とともに、地域での見守り・気づき・支援へのつながりが必要**。